

令和3年度大学教育再生戦略推進費
知識集約型社会を支える人材育成事業
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」
Q&A

令和3年4月14日

文部科学省高等教育局
大学振興課大学改革推進室

目次

問 1. 学位プログラムレベルでの取組を求めるとのことだが、令和3年度より前の入学者など既に旧カリキュラムで履修している2～4年次の学生のカリキュラムについても、本事業における取組対象としてカリキュラムを見直す構想とする必要があるのか。	4
問 2. 大学院・短期大学のみでも事業の対象となるか。	4
問 3. 三学期制など、四学期制ではない別の学期制での実施も対象となるのか。	4
問 4. 将来的には全学的に四学期制を導入する必要があるか。	4
問 5. 医師・教員養成などの単科大学、あるいは、総合大学における特定の専門職業人養成の学位プログラムによる申請の場合、授業科目の絞り込みは必ずしも要件として求められないという理解でよいか。	4
問 6. 具体的にどれぐらい授業科目を絞り込む必要があるか。	5
問 7. 1科目あたりの単位の増は、どの程度を想定しているか。	5
問 8. 全ての学期で現代的課題をテーマに設定した学修を行わなければならないのか。あるいは、特定の学期以外は短期集中・週複数日授業がなされれば足りるのか。	5
問 9. すべての授業科目を週複数日開設することが求められるのか。(いわゆる講義以外の実験や実習、体育実技も週複数日やらねばならないのか。	5
問 10. 本事業の取組成果はいつまでに全学的に導入することが必要か。	6
問 11. 共同申請は可能か。可能な場合、共同申請を行う大学全てで、四学期制等の本事業で求められる取組の導入が必須なのか。	6
問 12. 共同申請には至らない、他大学等との連携は可能か。例えば、大学院や短大、高専などの高等教育機関と連携した取組は可能か。高等学校、大学校や専門学校等との連携による取組も可能か。	6
問 13. 他大学と連携し、当該連携先が事業の一部を担当する場合、必要な経費について補助金を渡すことは可能か。当該連携先が本事業で求める四学期制等を導入しなくても可能か。	7
問 14. 学年進行中の大学・学部・学科等を取組対象にすることは可能か。	7
問 15. 学位プログラムを対象とする事業とのことであるが、教養課程と専門課程で提供主体が分かれる場合は、どうなるのか。／学位プログラムを対象とする事業とのことであるが、教養課程のみあるいは専門課程のみの取組とすることは可能なのか。	7
問 16. 例えば、2単位の科目を、週1回15週から週2回8週に変更すれば、短期集中・週複数日開講の要件を満たすが、単位数は必ず2単位より多くなければ不足か。....	8
問 17. 週複数日というのは週に2回であればよいのか。そうでない場合、何回以上であれ	

	ばよいのか。	8
問 18.	事業対象とする科目を集中講義により実施してもよいか。四学期制の 1 学期より短い期間、例えば 2 週間のみで完結する科目も認められるのか。	8
問 19.	半年～1 年間の留学を卒業要件としている場合、この事業で取り組む四学期制とは関係なく運用して構わないか。(そのことを以って評価を落とされることはないか)	9
問 20.	四学期制の中で運用する 1 か月～3 か月程度の留学は、本事業の求める「短期集中の学修」とみなしてよいか。	9
問 21.	本事業で開設する科目は、卒業要件の外の選択科目・自由科目として開設してもよいか。	9
問 22.	本事業による取組成果としての教育効果を測定することとあるが、具体的にどのような観点や手法により測定することを想定しているか。	9
問 23.	本事業による取組成果としての教育効果を測定することとあるが、成果を測る単位は個別の科目か、関連する科目群か、あるいは学位プログラム単位か。それとも学期・学年単位なのか。学士課程の修了段階での測定が必須、つまり、事業期間内に本事業により提供するカリキュラムを修了した学生を卒業させる必要があるのか。	10
問 24.	四学期制等を導入する規模により、評価に差があるのか。取組規模が大きい方が高く評価されるのか。全学的な取組と一部学部のみによる取組の場合、前者が高く評価されるのか。大学の規模や構成により導入のハードルも変わると思うが、そのような点は評価上配慮されるのか。	10
問 25.	四学期制を含めて既に取り組んでいる場合も申請して構わないか。	10
問 26.	特定のテーマに関連する学期では、本事業のために新しい授業科目を開設しなければならないのか。既存の複数科目の開設時期を工夫するなどして、同じ学期にセットで履修するように履修要件で縛ること等によることは可能か。	11
問 27.	「現代的課題」を設定する特定の学期に開設する科目について、「社会のニーズに沿うテーマ設定を行うこと」とあるが、産業界・他大学・NPO・地方自治体などの社会との連携による取組が必須か。必須で無い場合、審査において「社会のニーズに沿う」ことはどのように確認されるのか。	11
問 28.	「現代的課題」として、具体的に想定しているものがあるのか。	11
問 29.	「知識集約型社会を支える人材育成事業」全体としては Society5.0 時代を担う人材の育成を掲げる一方で、本事業の審査の観点の中に「養成する人材像」を直接確認する項目がないように見受けられるが、どのような人材養成プログラムとすることを想定しているのか。	12
問 30.	「各学期に配置する科目は相互に関連性を持つ」とは、どのようなことを指すのか。	12

- 問 31. 三つのポリシーの見直しも必要なのか。卒業要件を変えない場合でも、開設科目の変更が求められる以上、カリキュラム・ポリシー（特に学位プログラムレベル）の変更は必須であるということか。 12
- 問 32. メニューⅠ・Ⅱでは教学マネジメント部分には補助金を使ってはならない仕組みになっていたが、メニューⅢも同じか。 13
- 問 33. メニューⅠ・Ⅱに採択された大学がメニューⅢにも申請することは可能か。 13
- 問 34. サバティカル・留学等を制度化することが必須なのか。 13
- 問 35. 学事暦や開設科目の見直しについて、申請書ではどのような書類や説明を求めるのか。 13
- 問 36. 資金計画に関し、補助期間内を通じて事業の資金規模（補助額と自己財源の合計額）を維持する必要があるのか。また、補助期間終了後に質が下らないようにするには具体的にどうすることか。補助期間内と同じ額を確保することを求められるものではない、との理解でよいか。 14
- 問 37. 申請資格のうち、入学定員超過率の計算の基準日はいつになるのか。申請時点か、あるいは特定の日付けになるのか。 14

問1. 学位プログラムレベルでの取組を求めるとのことだが、令和3年度より前の入学者など既に旧カリキュラムで履修している2～4年次の学生のカリキュラムについても、本事業における取組対象としてカリキュラムを見直す構想とする必要があるのか。

既に旧カリキュラムにより履修している学生については、本事業の対象とする必要はありません。本事業では遅くとも令和4年4月からの学生受入れを求めるので、取組対象課程で令和4年度に入学する1年生などについては、必ず本事業で構築する新カリキュラムで授業を実施してください。

問2. 大学院・短期大学のみでも事業の対象となるか。

学部段階での改革を想定としており、大学院や短期大学のみでの取組は対象としません。

問3. 三学期制など、四学期制ではない別の学期制での実施も対象となるのか。

本事業では、我が国の大学における教育システム改革モデルとして、四学期制による取組を対象とします。

問4. 将来的には全学的に四学期制を導入する必要があるか。

公募要領に記載するとおり、本事業では学位プログラム単位の取組を要件としていますが、併せて、将来的に本事業で得た知見を全学に展開することを前提として求めます。申請においては、本事業における取組成果の全学展開に係る補助期間内及び補助期間終了後の具体的な構想について、スケジュールも含めて確認することとします。

問5. 医師・教員養成などの単科大学、あるいは、総合大学における特定の専門職業人養成の学位プログラムによる申請の場合、授業科目の絞り込みは必ずしも要件として求められないという理解でよいか。

単科大学等について必ずしも排除するものではありませんが、本事業の趣旨に鑑み、法令上指定科目の開講が求められ、授業科目を絞り込むことが困難な教育課程の申請は想定していません。

問6. 具体的にどれくらい授業科目を絞り込む必要があるか。

具体的な数を示すことはしませんが、カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等を用い、卒業要件・学位授与の方針に定められた能力ごとに整理をすることで、真に必要な授業科目の選別及び内容面で重複している授業を統合・削減することや、同時期に体系的に履修することが望ましい科目をパッケージ化することなどが想定されます。

問7. 1科目あたりの単位の増は、どの程度を想定しているか。

各科目の修得に必要な授業時間に応じて、必要な単位数を大学が判断することになります。仮に各学期に2～3の科目を週複数日実施した場合であれば、1科目あたり4～6単位になると想定しています。

問8. 全ての学期で現代的課題をテーマに設定した学修を行わなければならないのか。あるいは、特定の学期以外は短期集中・週複数日授業がなされれば足りるのか。

全ての学期を現代的課題をテーマに設定した学期とする必要はなく、本事業の取組対象とする学位プログラムの中で任意の一つ以上の学期で設定してください。

例えば、各大学で定める卒業要件・学位授与の方針に沿ったカリキュラムを編成する上で、テーマを設定した教育内容を取り扱う方法や、既存科目の中で共通するテーマを抜き出しイシューベースの学修を行う学期として再編成する方法等が考えられます。どのようなテーマを題材として扱うのか、どの程度の数の学期で行うのかなどは、提案する構想に応じて、卒業要件・学位授与の方針との関連性と教育課程における位置付けを十分に踏まえた上で説明されることを求めます。

問9. すべての授業科目を週複数日開設することが求められるのか。(いわゆる講義以外の実験や実習、体育実技も週複数日やらねばならないのか。

1日に数時間連続で開講することが適切な実験や実習、また、体育実技等については、必ずしも週複数日実施するものとして編成する必要はありません。

卒業論文等の、通年で実施することが必要な科目についても対象とする必要はありません。

現代的課題に対応した授業科目の設定や、教育効果を高めることができるという観点から、週複数日実施することが望ましい科目を想定しています。提案する構想において、体育や実習等を週複数日実施することを排除するものではありませんが、本事業の趣旨に合致するか否かは、申請大学において適切に判断してください。

問10. 本事業の取組成果はいつまでに全学的に導入することが必要か。

申請大学の状況によって、また提案する内容によって、その成果を全学に導入するために必要な期間は異なるものと思われます。このため、具体的な時期は定めません。

公募要領に「本事業の成果を踏まえた四学期制の全学的導入に向けた計画を策定すること」とあるように、大学全体の教育改革の今後の道筋を前提に、事業期間内から事業期間終了後までを含めて、本事業における取組成果を全学にどのように波及させるのか、具体的にいつまでに、何をするかの見通しを、ロードマップ等で明示することを求めます。

問11. 共同申請は可能か。可能な場合、共同申請を行う大学全てで、四学期制等の本事業で求められる取組の導入が必須なのか。

学期制の見直しや授業科目の編成はそれぞれの大学において取り組むべき事項であることから、共同申請は本事業では対象としません。ただし、特定の学期において、他大学の授業科目を活用するなど、事業計画の実現のために必要な連携を含めた構想とすることは妨げません。

問12. 共同申請には至らない、他大学等との連携は可能か。例えば、大学院や短大、高専などの高等教育機関と連携した取組は可能か。高等学校、大学校や専門学校等との連携による取組も可能か。

例えば、先述のように、特定のテーマに基づく授業科目を開設する際に、当該分野に特色を持つ他大学から教員を派遣してもらうことや、共同授業の開設等の連携を行うことは考えられます。当該機関との連携が、提案する事業計画の達成に不可欠であることが明確に説明できることが求められます。

問13. 他大学と連携し、当該連携先が事業の一部を担当する場合、必要な経費について補助金を渡すことは可能か。当該連携先が本事業で求める四学期制等を導入しなくても可能か。

連携の内容にもよりますが、例えば、申請大学で開設する授業科目に、連携先大学から講師を派遣してもらう場合に、旅費・謝金等を支払うこと等は可能です。その際、連携先大学が四学期制であることまでを求めるものではありません。

他方、連携先大学で事業の一部を分担し、所要の経費について申請大学に交付する補助金から連携先に支出する等は、本事業において想定する連携の範疇を超え、趣旨である「採択大学における教育システム改革」に整合しないため、不可とします。

問14. 学年進行中の大学・学部・学科等を取組対象にすることは可能か。

集中的な履修による教育効果を客観的に示すことを求めるという点において、本事業による取組前との比較ができないため、完成年度を迎えていない学部等の申請は想定していません。ただし、全学的な四学期制の導入の対象として学年進行中の学部等が含まれることは差し支えありません。

問15. 学位プログラムを対象とする事業とのことであるが、教養課程と専門課程で提供主体が分かれる場合は、どうなるのか。／学位プログラムを対象とする事業とのことであるが、教養課程のみあるいは専門課程のみの取組とすることは可能なのか。

本事業においては、提案する構想の主対象とする学部・学科が提供する専門課程のみでの取組を事業の対象とし全学共通で提供する教養課程は対象としない（あるいは、全学共通の教養課程のみでの取組を対象とし、各学部の専門課程は対象としない）、と整理することも可能です。

ただし、

- ① 「四学期制」については、学年によって学事暦が異なることは想定されないため、全学年で導入されることが想定されます。
- ② 週複数日授業の実施については、教養課程と専門課程で提供主体が異なることから、必ずしも全ての学年で実施する必要はありません。
- ③ 本事業は学位プログラムを対象としていることから、卒業要件と関連付けてその効果検証等を行う必要があります。

問16. 例えば、2単位の科目を、週1回15週から週2回8週に変更すれば、短期集中・週複数日開講の要件を満たすが、単位数は必ず2単位より多くなければ不足か。

本事業では、授業科目の精選・削減を求めています。全体的に精選・削減を行った後に2単位科目として残すことが適切な場合や、科目の内容・開設形態に照らし2単位とすることが合理的な場合などは構いませんが、科目の見直しを行わないまま単純に週複数日開講に移行するだけでは、本事業の求める目的は達成できないものと考えます。

問17. 週複数日というのは週に2回であればよいのか。そうでない場合、何回以上であればよいのか。

四学期制を導入することになると概ね8週間で授業科目を完結することになると思われますが、その授業科目で修得すべき知識・技能を習得するに必要な学修時間を充当することが必要です。また、1科目あたりの単位数を増すことを考えると、週に3・4回授業を実施することも考えられますし、2限・3限を連続して実施することなども想定されます。

週当たりで開設する科目数、併せて必要となる授業外学修時間の確実な確保という観点も必ず含めた上で、それぞれの科目の目的と内容にふさわしい単位数と週当たりの授業回数、開設方法等を計画してください。

問18. 事業対象とする科目を集中講義により実施してもよいのか。四学期制の1学期より短い期間、例えば2週間のみで完結する科目も認められるのか。

本事業では、2学期制・1学期15週を前提とする学事暦や時間割の運用から脱却し、四学期制の導入により通常的时间割運用の改革に取り組むことを期待しています。このため、特定の科目のみを学修できる時間を確保できる長期休暇等に多く開講される集中講義形式により全授業科目を実施することは、本事業では想定しておりません。

ただし、特定の授業科目について、本事業の対象とする学位プログラムにおける位置付け等にも鑑み、学生の学修にとって集中講義とすることが必要である場合等は、その限りではありません。

問19. 半年～1年間の留学を卒業要件としている場合、この事業で取り組む四学期制とは関係なく運用して構わないか。(そのことを以って評価を落とされることはないか)

構いません。

なお、留学期間中は、国外の受入れ大学でのカリキュラムに基づき学修することになりますが、本事業において構築するカリキュラムと留学期間の円滑な接続については、十分に配慮するようにしてください。

問20. 四学期制の中で運用する1か月～3か月程度の留学は、本事業の求める「短期集中の学修」とみなしてよいか。

本事業において求める短期集中の学修は各大学が自ら開設する科目により実施されることが原則であり、1か月～3か月程度の留学そのものが、短期集中の学修とはなりません。

なお、四学期制の導入による留学の促進を目的の一つとすることや、それも前提として留学期間を設定する教育プログラムの提案等も想定されうるものと考えています。

問21. 本事業で開設する科目は、卒業要件の外の選択科目・自由科目として開設してもよいか。

本事業は学位プログラム単位の教学システム改革を求めるものであり、原則として、学位取得に至る授業科目をどのように履修させるのか、また、各学位プログラムに設定するディプロマ・ポリシーとそれを踏まえた履修要件に係る授業科目の配置と運営、そのために必要な教学マネジメント上の工夫についての提案がなされることを求めます。

自由科目等を設定し、計画に含めることを排除するものではありませんが、その可否については、上記のことも十分に踏まえて検討するようにしてください。

問22. 本事業による取組成果としての教育効果を測定することとあるが、具体的にどのような観点や手法により測定することを想定しているか。

本事業では、各大学における取組による効果はもとより、四学期制への変更・週複数日授業を実施することによってどういった効果が見られたか、また、どのような取組が効果的であったかなどの点が明らかにされることを期待しています。

知識の定着度合等の学修成果や、学生の態度、教育リソースの使用量の変化、教員や職員

の業務の様態等、さまざまな観点で変化が生じると考えられますが、提案する構想における取組内容を十分に踏まえ、どのような観点により成果を測定するのもも含めて検討してください。

その際、必ず、本事業による「取組前」と「取組後」が比較できるような計画としてください。

問23. 本事業による取組成果としての教育効果を測定することとあるが、成果を測る単位は個別の科目か、関連する科目群か、あるいは学位プログラム単位か。それとも学期・学年単位なのか。学士課程の修了段階での測定が必須、つまり、事業期間内に本事業により提供するカリキュラムを修了した学生を卒業させる必要があるのか。

各大学の取組により、授業科目、科目群、学位プログラム等のいずれのレベルも想定されますが、いずれにせよ、取組前後での比較ができることが必要です。(問 22 参照) なお、事業期間が4年間であることから事業期間内に本事業プログラムの修了者が出ることは条件とはしません。

問24. 四学期制等を導入する規模により、評価に差があるのか。取組規模が大きい方が高く評価されるのか。全学的な取組と一部学部のみによる取組の場合、前者が高く評価されるのか。大学の規模や構成により導入のハードルも変わると思うが、そのような点は評価上配慮されるのか。

取組の対象とする規模そのものを、審査の対象として評価することはありません。申請大学における教育改革の現状を踏まえた上で、意欲的かつ実現可能な構想を提案してください。

問25. 四学期制を含めて既に取り組んでいる場合も申請して構わないか。

申請することは可能ですが、本事業は大学における教育システム改革を目的としているため、既に一定程度の取組がなされている大学にあっても、本事業を通じて、どれだけの全学の教育システム改革を行い、これまでの取組と異なり何を実現するのかについて、具体的に提案することを求めます。

従って、既存の取組を単純に継続する等の構想は、本事業に取り組む意義を説明することが困難であると考えます。また、当然ながら、既存の取組の継続に必要な経費について、本

補助金を充当することは認められません。

問26. 特定のテーマに関連する学期では、本事業のために新しい授業科目を開設しなければならないのか。既存の複数科目の開設時期を工夫するなどして、同じ学期にセットで履修するように履修要件で縛ること等によることは可能か。

必ずしも新しい授業科目の開設を求めるものではありません。また、既存の授業科目を統合するなどし、特定のテーマに基づいた学修を構築することも想定しています。

問27. 「現代的課題」を設定する特定の学期に開設する科目について、「社会のニーズに沿うテーマ設定を行うこと」とあるが、産業界・他大学・NPO・地方自治体などの社会との連携による取組が必須か。必須で無い場合、審査において「社会のニーズに沿う」ことはどのように確認されるのか。

必須です。

産業界等との連携について特定の手法によることを求めるものではありませんが、例えば、地域課題や現代的社会課題についてヒアリング調査等を実施し、その結果を踏まえて教育プログラムを構築することなどが考えられます。

問28. 「現代的課題」として、具体的に想定しているものがあるのか。

我が国が抱える様々な課題のうち、学問分野を横断して複合的なアプローチにより解決されることが期待される事柄であることを想定しています。

なお、審査にあたっては、課題設定とそれに対する必要なカリキュラムをどのように構築し、運営する計画となっているかという、教育システムの観点を中心に確認することとします。

問29. 「知識集約型社会を支える人材育成事業」全体としては Society5.0 時代を担う人材の育成を掲げる一方で、本事業の審査の観点の中に「養成する人材像」を直接確認する項目がないように見受けられるが、どのような人材養成プログラムとすることを想定しているのか。

「知識集約型社会を支える人材育成事業」は、特定の分野の人材を養成することを目的としているのではなく、Society5.0 時代等を見据えて、現在の大学で行っている人材育成システムの発展・向上を目指しています。

特に、本「インテンシブ教育プログラム」では、我が国の今後の大学教育改革において、四学期制を導入し短期集中の密度の濃い学修を実現する教育システム構築のモデルとなる事業が提案されることを期待しています。そのため、人材像等そのものを審査の対象とはせず、この取組によって、学生の学修成果の向上はもとより、学年暦の柔軟な運用による弾力的なカリキュラム構築等、どのような教育システム改革を実現できる計画となっているかを審査することとなります。

問30. 「各学期に配置する科目は相互に関連性を持つ」とは、どのようなことを指すのか。

各学期の中では、四学期制と短期集中の学びを実現する上で、相互に関連性を持つ授業科目を配置し同時に履修するカリキュラムとすることにより教育効果や学生のカリキュラムに対する理解等が高まることを期待しています。

問31. 三つのポリシーの見直しも必要なのか。卒業要件を変えない場合でも、開設科目の変更が求められる以上、カリキュラム・ポリシー（特に学位プログラムレベル）の変更は必須であるということか。

本事業による取組の内容と既存の三つのポリシーとの間で齟齬が生じないのであれば、必ずしも改定する必要はありません。

なお、現代的課題をテーマとする学期を設定するなど履修方法の変更を求めることから、履修要件や卒業要件は既存のものよりは具体的な内容となることも想定されます。

問32. メニューⅠ・Ⅱでは教学マネジメント部分には補助金を使ってはならない仕組みになっていたが、メニューⅢも同じか。

教育プログラム自体の構築を目的とするメニューⅠ・Ⅱとは異なり、本事業は、プログラムを支える大学の教育システム改革の取組を対象とすることから、教学マネジメントを確立させるために必要な経費を計上することも可能です。

問33. メニューⅠ・Ⅱに採択された大学がメニューⅢにも申請することは可能か。

可能ですが、取組内容の重複は当然認めません。

メニューⅠ・Ⅱに採択された大学がメニューⅢに申請する場合には、「知識集約型社会を支える人材育成事業」の中のメニューとして、Society5.0時代の人材養成、教育プログラム開発とマネジメント改革の一体的展開というコンセプトを共有しつつ、全学の教育改革においてそれぞれの取組をどのように位置付けているか、役割分担はどのようなものか、整合性ある説明を求めることとなります。

問34. サバティカル・留学等を制度化することが必須なのか。

必須とはしませんが、本事業での取組によって、サバティカルの取得や留学をしやすくなることも期待できるものと考えています。

問35. 学事暦や開設科目の見直しについて、申請書ではどのような書類や説明を求めるのか。

学事暦の見直しについては、学内規程をどのように変更し、カリキュラムをどのように変更するかを具体的に記載してください。

開設科目の見直しについては、カリキュラムマップ等を活用し、学位プログラムレベルで、現状どの程度科目があり、そこからどれくらいの科目を見直すのか、また各学年や学期にどのように、それぞれの授業科目を配置するかを具体的に明示してください。

具体的には、様式及び記入例も参照してください。

問36. 資金計画に関し、補助期間内を通じて事業の資金規模（補助額と自己財源の合計額）を維持する必要があるのか。また、補助期間終了後に質が下らないようにするには具体的にどういうことか。補助期間内と同じ額を確保することを求められるものではない、との理解でよいか。

本事業については、教育システムの改革が目的となっていることから、資金計画に関しては、必ずしも、事業の資金規模の維持を求めるものではありません。

ただし、

- ・ 補助期間内においては、事業目的の実現に必要な事業規模を確実に確保するとともに、補助期間終了後の自己財源による事業実施への円滑な移行に向けて、事業期間内から、補助額の段階的な逡減と自己財源の確保が計画的に行われること
- ・ 補助期間終了後も、効果のみられた取組については継続し、着実な定着を実現すること

を前提として、必要な資金の見通しが明確かつ具体的に説明されることを求めます。

問37. 申請資格のうち、入学定員超過率の計算の基準日はいつになるのか。申請時点か、あるいは特定の日付けになるのか。

令和3年5月1日付の学生数により確認する予定です。